

労働法務アドバイザーサービス

昨今、労働法の改正・運用の厳格化に伴い労働基準監督署の調査も強化されており、また労使トラブルも増加の一途を辿っています。

以下に一つでもあてはまる会社は要注意です。

- ☑ 15分未満の残業時間は切り捨てている
- ☑ 基本給には予め〇時間分の残業代を含めている
- ☑ 「問題社員がいれば解雇すればよい」と思っている
- ☑ 「当社は少人数の会社なので労働組合などは関係ない」と思っている
- ☑ 労働者過半数代表者はいつも決まった総務担当者に任せている
- ☑ 雇用契約書は特に締結していない
- ☑ 就業規則は3年以上見直していない …

労使トラブルの8割以上は、会社側の労働法に関わる知識不足・運用ミスに伴い発生し、トラブル⇒訴訟へと発展してしまうと、会社側はほぼ100%負けてしまうか、又は仮に「和解」したとしても甚大な費用負担を被ることがほとんどです。必要なことは何よりも未然防止。平時より知見を高め、労働法に準拠した正しい運用を心がけるしか手立てはありません。

『労働法務アドバイザーサービス』は、一般的な社労士顧問契約にありがちな「手続代行・相談業務」ではカバーしきれない、“一段上の予防法務サービス”です。

≪サービスメニュー≫

□ 解雇・未払い賃金・問題社員その他労働トラブルの対応

□ 労働基準監督署是正勧告、労働組合への対応

※労働法専門弁護士ご紹介及び連携対応サービスあり

□ 就業規則本則・諸規程の法改正対応・定期メンテナンス・運用指導

□ 予防法務を目的とした労働法務定期情報配信・解説サービス

※労働法専門弁護士監修（以下提供資料例一部抜粋）



≪料金・サービス体系≫ 詳細については裏面をご参照ください。

【お問合せ】

S A S 社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士/労働法務アドバイザー協会会員 佐藤 創
東京都千代田区神田紺屋町11 鈴野ビル8F TEL03-6262-9887 sous@sas-sroffice.com

料金・サービス体系詳細

サービス内容	プランA	プランB	プランC	プランD
月額費用 (税別)	10,000円	20,000円	30,000円	50,000円
事務所通信の定期配信 (月2回)	○	○	○	○
労働法務情報の定期配信 (労働法専門弁護士監修; 月1回)	○	○	○	○
助成金情報の定期配信 (週1回)	○	○	○	○
一般メール相談	月1回まで	月3回まで	月5回まで	無制限
MyKomon利用権 (専用オンラインサービス)	×	○	○	○
労働法務情報 訪問解説フォローサービス	×	○	○	○
就業規則・諸規程 定期メンテナンス	×	○	○	○
労働事件(未払い残業・解雇・組合 対応等)に関わる相談対応	×	△ (*1)	○	○
労働法専門指定弁護士 ご紹介・連携サービス	×	○	○	○
訪問(又はZOOM対応)頻度	×	半期1回	四半期1回	訪問: 隔月1回 (ZOOM: 毎月1回)
労働事件を踏まえた 制度改定・運用フォロー	×	×	×	○
労働基準監督署調査対応	×	×	×	○ (*2)

※上記は従業員数30名未満の規模を想定した、基本料金表となります。30名以上規模、その他既に労使トラブルが発生している事業所などにおいては、別途お見積りさせていただきます。

※「×」となっている箇所について、単発にてサービスをご希望の場合は、規定料金より割引させていただきます。
(プランA: 10~20%割引、プランB: 20~30%割引、プランC: 30~50%割引) *弁護士紹介・連携サービスを除く

※(*1)内容の重篤度により、追加料金が発生するケースがございます。

※(*2)「申告監督」で立会いを要する場合には、追加料金が発生するケースがございます。

※他の顧問型サービスと合算した場合、割引させていただきます。